

# 〈記入例〉

国税庁が指定する 13 桁の法人番号  
(個人で事業を営む場合は空欄)  
<https://www.houjin-bangou.nta.go.jp/>

(様式第 1 号)

申請頂く日付を記入  
令和〇年 〇月 〇日

(宛先) 公益財団法人名古屋産業振興公社理事長  
(法人番号)

1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1

【法人の場合】  
本店として登記されている住所地  
【個人で事業を得営む場合】  
住民票に記載されている現住所

所在地 (住所) **名古屋市千種区吹上二丁目6番3号**

商号 (会社名) **吹上産業株式会社**

代表者 (役職・氏名) **代表取締役 吹上 太郎**

公益財団法人名古屋産業振興公社  
中小企業カスタマーハラスメント対策支援補助金交付申請書

**令和8年**度公益財団法人名古屋産業振興公社中小企業カスタマーハラスメント対策支援補助金の交付を受けたいので、下記誓約事項について誓約し、関係書類を添えて申請します。

1 補助金交付申請額 (千円未満の額は切り)

金 **300,000** 円

様式第 4 号補助事業計画書 3「補助事業に要する経費の内訳」の(2)「補助金交付申請希望額」にある補助金交付申請額に記入した額を記入してください。

2 対象要件 (以下の項目にチェック☑を入れてください)

ア	<input checked="" type="checkbox"/>	名古屋市新事業支援センターが実施する「カスタマーハラスメント対策セミナー」を受講済みである。
イ	<input checked="" type="checkbox"/>	名古屋市新事業支援センターでカスタマーハラスメント対策に関する個別相談を受けた。
ウ	<input checked="" type="checkbox"/>	(従業員を雇用している中小企業者の場合) カスタマーハラスメント対策を実施することを従業員に表明している。

【必須回答】誓約事項

確認のうえ、チェック☑を入れてください。(下記の内容について誓約いただいたこととなります。)

下記誓約に反すること又は公益財団法人名古屋産業振興公社中小企業カスタマーハラスメント対策支援補助金交付要綱 (以下「要綱」という。)に当する内容が判明した場合には、補助金の交付を取り消し、補助金を返還を求めます。

また、③の確認を目的として愛知県警察本部に照会することがあります。

内容をご確認いただき、全ての項目にチェックをしてください。

① 申請書類の記載内容は全て真正です。	<input checked="" type="checkbox"/>
② 要綱と補助金の案内の内容を十分に理解しています。	<input checked="" type="checkbox"/>
③ 公益財団法人名古屋産業振興公社中小企業カスタマーハラスメント対策支援補助金の交付の対象となる事業者の条件 (※1) をすべて満たしています。	<input checked="" type="checkbox"/>

## 〈記入例〉

④ 申請内容について国等の他の補助金の交付対象とはなっていません。	<input checked="" type="checkbox"/>
⑤ ①～④の誓約に反したことにより、不利益を被ることになった場合、補助金の交付決定あるいは交付を取り消された場合又は補助金の返還を求められた場合に異議は一切申し立てません。補助金の返還が必要な場合は、公益財団法人名古屋産業振興公社が指定する方法により期限内に返還します。	<input checked="" type="checkbox"/>

### ※1

- (1) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に規定する中小企業者であること。
- (2) みなし大企業でないこと。  
（発行済株式の総数又は出資価額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者、発行済株式の総数又は出資価額の3分の2以上を複数の大企業が所有している中小企業者、大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者でないこと。）
- (3) 交付の申請時点において、法人の場合は税務署に申告した直近の法人税確定申告書別表一の写し、個人の場合は税務署に申告した直近の所得税確定申告書第一表（事業収入又は不動産収入の申告があるものに限る。）の写しを提出できること
- (4) 法人の場合は、本店として登記されている住所地が市内であること。
- (5) 個人で事業を営んでいる場合は、住民票に記載されている現住所及び主たる事業所が市内であること。
- (6) 市税を滞納していないこと。
- (7) 名古屋市暴力団排除条例（平成24年名古屋市条例第19号）第2条第1号に規定する暴力団若しくは同条例第2条第2号に規定する暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (8) 反社会的勢力に該当する、あるいは今後においても反社会的勢力との関係を持つ意思のある者でないこと。
- (9) 法令違反による処罰等がかかえている者でないこと。
- (10) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第3条に規定する営業許可を受ける事業若しくは第27条及び第31条の2、第31条の7、第31条の12、第31条の17に規定する営業等の届出の対象となる事業を営んでいない、又は今後営む予定でないこと。
- (11) 過去に本補助金の交付を受けていないこと。